

開会 午前10時00分

○議会事務局長（山口博美君） おはようございます。議会事務局長の山口です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の鹿兒島巖議員をご紹介します。

○臨時議長（鹿兒島 巖君） おはようございます。ただいま紹介いただきました鹿兒島巖であります。

地方自治法第107条の規定により、年長の故をもちまして臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和6年第3回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 日程に先立ちまして、町長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回小坂町議会臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。議員改選後の初議会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月25日執行の小坂町議会議員一般選挙において、町民

の皆様からの力強いご支持と厚い信頼を得られ、めでたく当選の栄に浴されました。ここに、心からお喜びとお祝いを申し上げます。そして、これからの４年間、議員として、そして町民の代表として、小坂町の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

私も町長に就任させていただいてから、早いもので16年目に入ろうとしております。令和３年に策定した第６次小坂町総合計画は、この４月から前期５か年計画の４年目となります。この計画が目指す「まちの将来像」である「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現に向け、私も先頭に立って頑張っている所存でございますので、何とぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会には監査委員の選任の同意を求める人事案件１件を提案させていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和５年度の一般会計、特別会計につきましては、３月31日付で専決することとしております。専決処分案件は、地方自治法第179条第３項で、直近の議会において報告し承認を求めることとされておりますが、本議会開催の告示日が３月26日であったこと、各会計において最終額が未調整であることから、本議会での報告を見送り、次回開催の議会において専決処分の報告をさせていただきたいと存じますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りし、引き続き町の幹部職員から自己紹介させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、副町長から順次お願い申し上げます。

○副町長（後藤富美夫君） この４月から副町長職を務めることになりました後藤富美夫と申します。皆様よろしくお願いいたします。

○総務課長（窪田圭一君） 総務課長の窪田です。引き続きよろしくお願いいたします。

○町民課長（古澤 健君） 町民課長の古澤です。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（西谷浩一君） 福祉課長の西谷です。よろしくお願いいたします。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 観光産業課長の岩澤と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（初沢 誠君） 建設課長の初沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（澤口康夫君） 教育長の澤口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） 教育委員会事務局長の成田と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（山口博美君） 議会事務局長の山口です。よろしくお願いいたします。

○町長（細越 満君） 以上で自己紹介を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 本日の会議は議事日程第1号により進めてまいります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時10分

○臨時議長（鹿兒島 巖君） それでは、再開いたします。

ただいまから投票により議長の選挙を行います。

議場の出入口の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ただいまの出席議員数は10名であります。

お諮りいたします。

小坂町町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には仮議席1番、木村則彦君、2番、椿谷勇次君の2名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ご異議ないものと認めます。

よって、仮議席1番、木村則彦君、2番、椿谷勇次君を立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 配付漏れはないものと認めます。

それでは、投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順番に投票箱に投票をお願いいたします。

なお、地方自治法第118条第1項の準用による公職選挙法第68条第1項の規定により、白票と他事記載は無効といたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

〔投 票〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） それでは、選挙結果の報告をいたします。

投票総数10票、うち有効投票10票、無効投票ゼロであります。

有効投票のうち、目時重雄君10票。

以上のとおりであります。

地方自治法第118条第1項で準用する公職選挙法第95条第1項の規定により、この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、目時重雄君が議長に選出されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ただいま議長に当選されました目時重雄君が議場におられますので、小坂町町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選人に当選の告知をいたします。

ご了承をお願いいたします。

それでは、議長に当選されました目時重雄君を紹介いたします。

議長が選任されましたので、これから新議長で議事の進行をお願いしたいと思います。

議長席にお着きをいただきたいと思います。

これをもちまして、臨時議長の職務は全部終わりました。ご協力ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） ご挨拶を申し上げます。

このたび図らずも、議長という重責を担うことになり身の引き締まる思いであります。

選任されました以上、職務に堪えられるよう誠心誠意を努めてまいります。

議員各位におかれましても、より一層、住民の負託に応える議会づくりに励んでくださることをお願いいたしまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（目時重雄君） それでは、ただいまから議事を執り行います。

会議は、追加議事日程第1号の追加1により進めてまいります。

◎決定第1号

○議長（目時重雄君） 日程第1、決定第1号 議席の指定を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時27分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

議席は、小坂町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議員諸君の氏名と議席番号を職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） ただいま、朗読したとおり、議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、1番、船水隆一君、2番、工藤文明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期につきましては本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間に決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（目時重雄君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

副議長の選挙は投票により行います。

直ちに議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの出席議員数は10人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、船水隆一君、2番、工藤文明君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、工藤文明君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

なお、地方自治法第118条第1項で準用する公職選挙法第68条第1項の規定により、白票と他事記載は無効といたします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、うち有効投票 7 票、無効投票 3 票。

有効投票のうち、熊谷聰君 6 票、秋元英俊君 1 票。

以上のとおりであります。

地方自治法第118条第 1 項に準用する公職選挙法第95条第 1 項の規定により、この選挙の法定得票数は 3 票であります。

よって、熊谷聰君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいま副議長に当選されました熊谷聰君が議場におられますので、小坂町議会会議規則第32条第 2 項の規定によって、当選人に当選の告知をいたします。

ご承諾をお願いします。

それでは、副議長に当選されました熊谷聰君を紹介いたします。

○副議長（熊谷 聰君） どうもご指名ありがとうございます。

副議長に選任されました熊谷聰です。町民の負託に応え、4 年間、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

〔拍 手〕

◎決定第 2 号

○議長（目時重雄君） 日程第 5、決定第 2 号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 4 1 分

再開 午前 1 0 時 4 7 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

常任委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

常任委員会名と委員の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎決定第3号

○議長（目時重雄君） 日程第6、決定第3号 常任委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時03分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

常任委員長及び副委員長の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま朗読いたしました諸君を、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

◎決定第4号

○議長（目時重雄君） 日程第7、決定第4号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

議会運営委員の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎決定第5号

○議長（目時重雄君） 日程第8、決定第5号 議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

議会運営委員長及び副委員長の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま朗読いたしました諸君を、議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第 39 号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第 9、議案第 39 号 議会広報対策特別委員会設置に関する決議の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第 39 号を採決いたします。

この採決は、簡易表決によって行います。

議案第 39 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報対策特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

議会広報対策特別委員の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の諸君を、議会広報対策特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時27分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

議会広報対策特別委員会での委員長及び副委員長の互選が終了いたしましたので、職員に報告させます。

〔職員報告〕

○議長（目時重雄君） 以上のとおり決定されましたので、報告といたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時46分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎選挙第3号

○議長（目時重雄君） 日程第10、選挙第3号 鹿角広域行政組合議会の議員選挙を行います。

鹿角広域行政組合議会の議員選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

鹿角広域行政組合議会議員に、工藤文明君、木村則彦君、熊谷聡君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました3人について、鹿角広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名しました工藤文明君、木村則彦君、熊谷聡君が鹿角広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま鹿角広域行政組合議会の議員に当選されました工藤文明君、木村則彦君、熊谷聡君が議場におられますので、小坂町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選人に当選の告知をいたします。

ご承諾をお願いします。

〔当選人承諾〕

◎選挙第4号

○議長（目時重雄君） 日程第11、選挙第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に目時重雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました私を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、目時重雄が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した私、目時重雄が議場におりますので、小坂町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

これを承諾いたします。

◎選挙第5号

○議長（目時重雄君） 日程第12、選挙第5号 小坂町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

小坂町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、秋本貞行君、大森昌雄君、小舘貞夫君、小林久美子君を、選挙管理委員補充員には順位を付して第1順位川口恒子君、第2順位亀田憲人君、第3順位木村久君、第4順位成田慶子君をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を、選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました秋本貞行君、大森昌雄君、小舘貞夫君、小林久美子君が選挙管理委員に当選されました。

また、第1順位川口恒子君、第2順位亀田憲人君、第3順位木村久君、第4順位成田慶子君が選挙管理委員補充員に当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第40号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第40号 議員のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

鹿兒島議員については退席をお願いします。

〔4番 鹿兒島 巖君退席〕

○議長（目時重雄君） 職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第40号 議員のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

町の監査委員2名のうち、議員のうちから選任されておりました鹿兒島巖さんは、令和6年3月31日をもって任期が満了いたしましたので、新しい委員として鹿兒島巖議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

鹿兒島巖議員につきましては、私が今さら言うまでもなく、町議会議員として長年にわたり町政の発展にご尽力いただいておりますし、事務職員としても奉職しておられましたことから、予算、会計、契約、財産管理などの財務及び町の経営に係る事業について知識、経験を持っておられますので適任と考えております。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第40号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第40号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は8人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、菅原明雅君、5番、椿谷勇次君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、菅原明雅君、5番、椿谷勇次君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、白票と他事記載は否とみなします。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8 票、うち賛成 8 票、反対ゼロであります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎閉会中の継続審査並びに継続調査の申出書

○議長（目時重雄君） 日程第14、閉会中の継続審査並びに継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに両常任委員会の各委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第3回小坂町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時09分